

まもる～の

皆様いかがお過ごしでしょうか。日頃より当センターの運営にご協力を賜り、深く感謝しております。

さて、令和3年度 まもる～の第1号は、**災害に便乗した悪質な修理業者に関するトラブル**についてお知らせいたします。

災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

国民生活センターへ、災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられております。

訪問したリフォーム業者に「**台風で屋根瓦が浮いている**」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。

「**火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる**。保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインした。

その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。申込書には「**保険適用前にキャンセルすると10万円かかる**」と書かれている。

「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、**すぐに契約しない**ようにしましょう。

災害により被害を受けたら、**慌てずに**複数の業者から工事の見積もりを取り**検討**しましょう。また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している**保険会社に確認**しましょう。



不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。
(消費者ホットライン188)



地域包括支援センターって どんなところ??



地域包括支援センターは、高齢者のための相談窓口です。
地域の中で、困っていることや心配なことはありませんか。
どこに相談してよいのか分からない場合は、まず地域包括支援センターにご相談ください。

例えば・・・

介護サービスを利用したいが、どうしたらよいか分からない
近所に住む高齢者の様子が今までと違って心配だ
地域で介護予防に取り組みたいのでアドバイスしてほしい

地域包括支援センターでは、必要な情報やサービス、関係機関を紹介したり、関係者や関係機関と連携して支援を行います。

発行 旭川市豊岡地域包括支援センター

住所 豊岡3条3丁目5番10号東部まちづくりセンター1階

電話 35-2275 FAX 35-2276

開設時間 平日 午前9時～午後6時

休日 土・日・祝日/年末年始(12月30日～1月4日)

<担当住所> 11条通23丁目(朝日団地)、豊岡1～15条
1～4丁目、豊岡3条7丁目、豊岡4・5条5～7丁目
(豊岡4条5丁目は3～8番、豊岡4条6丁目は2～8番)、
豊岡6～15条5～9丁目(豊岡14条9丁目は1、2番、
豊岡15条8丁目は1番)、豊岡16条7丁目

お気軽にご相談ください

